戸田市上下水道事業告示第９５号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図書は、令和８年１１月２日から同年１１月１６日まで当市水安全部総務課事務室に備え置いて縦覧に供する。

令和８年１１月２日

戸田市上下水道事業
戸田市長　菅原　文仁

１．　下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和８年１１月２日

２．　下水道の供用開始並びに下水の処理を開始する区域(別添一覧表のとおり)
第４負担区（新曽第二土地区画整理地区）
２４街区　６画地
７画地

３．　供用を開始する排水施設の位置
別添図面のとおり

４．　供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

５．　接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
埼玉県戸田市笹目５丁目３７番地の１４
荒川左岸南部流域下水道荒川水循環センター

R８案内図（第４負担区・新曽第二土地区画整理事業）



供用を開始する排水施設の位置



(C)OpenStreetMap contributors, CC-BY-SA